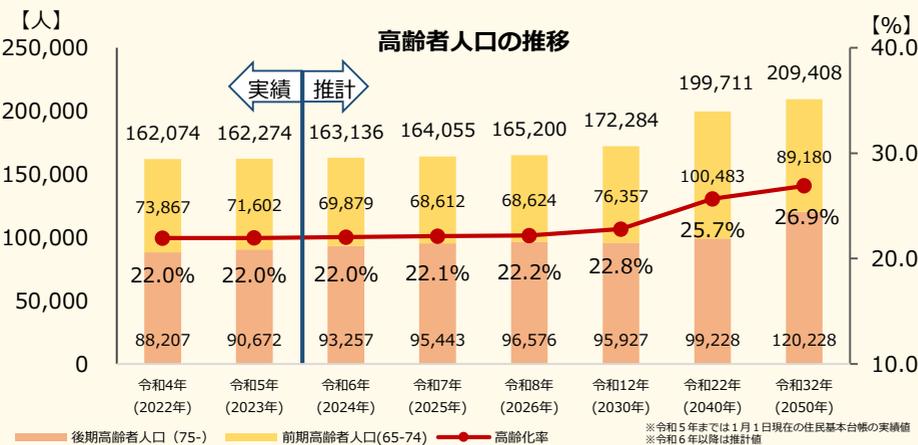


1 計画の位置づけ

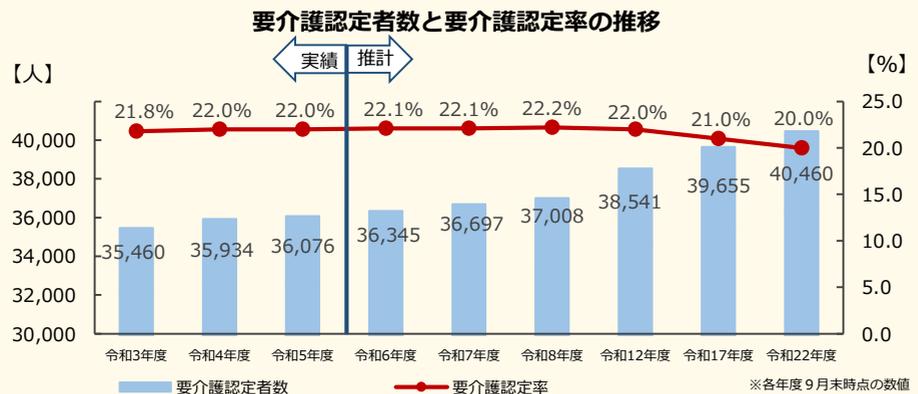
- 老人福祉法、介護保険法に基づく計画。第3次みどりの風吹くまちビジョンと整合
- 団塊ジュニア世代が高齢者になる令和22年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進するため、令和6～8年度の3か年において取り組むべき施策を明示

2 背景・課題

(1) 後期高齢者・要介護認定者の増加



- 高齢者人口
令和22年には約3万7千人増加
- 後期高齢者人口
令和22年には約9千人増加
- 後期高齢者の要介護認定率
前期高齢者の7倍
- 要介護認定者数
令和22年には約4千人増加



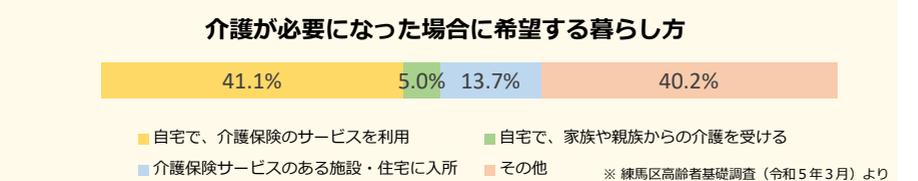
介護が必要となる時期を遅らせるため、健康づくり・フレイル予防の推進が必要

(3) 介護サービス基盤の整備

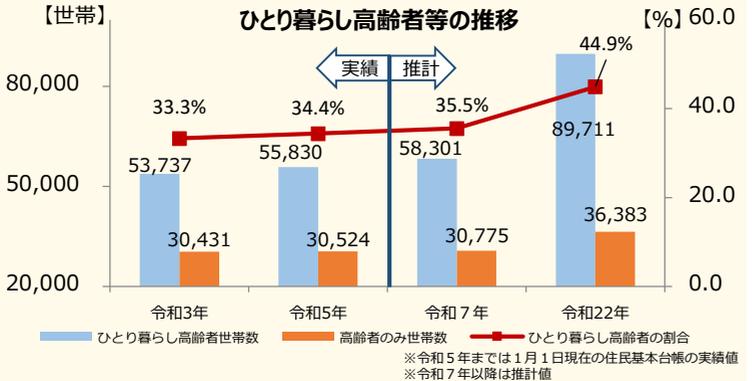


- 特養の施設数37は都内1位
- 特養の待機者は750人
平成30年度から半減
- 在宅サービスの需要は、依然として高い

在宅と施設のバランスがとれた介護サービスの整備が必要



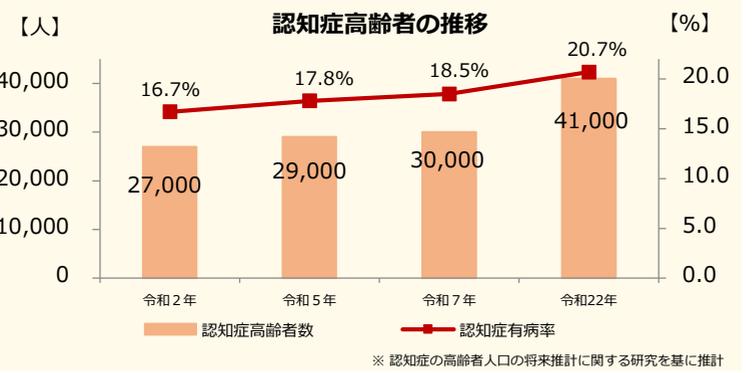
(2) ひとり暮らし高齢者・認知症高齢者の増加



	要介護認定率	要介護認定者数
ひとり暮らし	32.8%	18,522人
複数世帯	15.0%	15,948人

- ひとり暮らし高齢者人口
令和22年には約3万4千人増加
- ひとり暮らし高齢者の要介護認定率複数世帯の2倍超
- 高齢者のみ世帯は、世帯数は微増ながら高齢化が進む

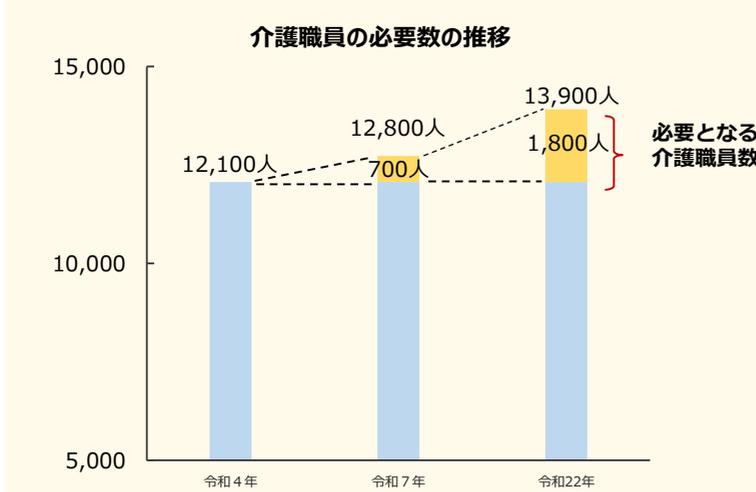
ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援の充実が必要



- 認知症高齢者人口
令和22年には約1万2千人増
- 認知症有病率
令和5年の17.8%から
令和22年には20.7%に増加

認知症高齢者への支援の充実が必要

(4) 介護人材の不足



- 今後の介護サービス需要に対応するためには、
令和7年には、約700人、
令和22年には、約1,800人
の介護職員の確保が必要

介護人材の確保・育成・定着支援の強化が必要

3 計画の全体イメージ

第1章 計画の基本的考え方

—計画策定の趣旨・計画の位置づけ、計画の理念・目標

第2章 区の高齢者を取り巻く現状と課題

—人口、認定者推移、基礎調査結果、制度改正・国の動向

第3章 練馬区地域包括ケアシステム

—地域包括ケアシステムの概要、日常生活圏域
地域包括支援センター

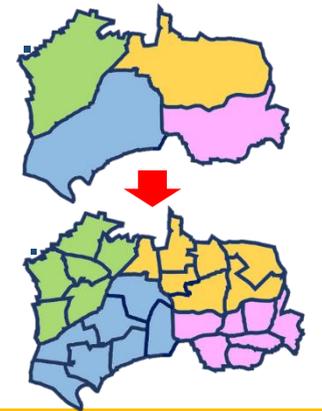
- ・第9期は、計画期間中に、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎える。
- ・介護需要やひとり暮らし高齢者・認知症高齢者の増加が見込まれる一方、高齢者の8割はいわゆる「元気高齢者」
- ・介護サービス事業者に加え、NPO等の様々な地域活動団体との協働を更に推進し、従来以上にきめ細かく高齢者を支える体制の強化が必要

ポイント 日常生活圏域の見直し

- 高齢者の生活をよりきめ細やかに支えるため、令和6年度から日常生活圏域を従来の4地区（福祉事務所単位）から27地区（地域包括支援センター単位）に拡充。
- 支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1名ずつ配置し、体制を強化する。

- ✓ 生活支援整備体制事業の拡充
- ✓ 高齢者みんな健康プロジェクトの実施体制強化

【4地区（福祉事務所単位）】



【27地区（地域包括支援センター単位）】

第4章 高齢者保健福祉施策

※ 第9期計画期間に実施する主な取組（第3次ビジョンに位置づける取組）

新規事業：★ 大幅拡充：★

施策1 元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進（69～72ページ）

課題

- ・意欲のある高齢者が地域活動に参加できる場や働き続けられる場の充実が必要
- ・元気なうちからフレイル予防に取り組むことが重要（特に人と人とのつながりが有効）
- ・身近な地域で交流や相談等ができる通いの場の充実が必要
- ・3Gサービスが令和8年に全て終了予定であり、スマホへの移行を支援する取組が必要
- ・健康に課題を抱える高齢者一人ひとりの状況に応じたサービスや支援につなげていくことが必要

取組

- ★ 生活支援コーディネーターの増員による元気高齢者の活躍の場の拡大
- フレイル予防事業の充実
 - ★ フレイル予防アプリ「フィット&ゴー」
 - ★ 「フロ・マエ・フィットネス」
 - ★ 成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入
- 街かどケアカフェの充実
- ★ スマホ教室の充実、スマホ相談員養成・派遣
- ★ 高齢者みんな健康プロジェクトの拡充

施策2 高齢者を支える地域との協働の推進（73～75ページ）

課題

- ・令和22年に向けて、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核としての機能をさらに発揮できるよう体制の強化が必要
- ・高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協働を更に推進し、地域で高齢者を見守り、支える体制の強化が必要
- ・ひきこもりや8050問題などの複合的な課題を抱えながら相談につながっていない世帯に対する支援体制の充実が必要
- ・終末期や死後の手続き等への不安を抱える高齢者が安心して過ごすための支援が必要

取組

- 地域包括支援センターの増設・移転
- ★ 日常生活圏域の見直しに合わせた生活支援体制整備事業の拡充
- 高齢者在宅生活あんしん事業の充実
- 重層的な支援体制の強化
- ★ 終活支援窓口の設置

施策3 認知症高齢者への支援の充実（76～79ページ）

課題

- ・早期発見・早期対応の取組を進めるとともに、地域における支援体制の強化が必要
- ・家族介護者の負担軽減など、在宅での介護を支援する取組を進めることが必要
- ・成年後見制度や権利擁護事業を更に利用しやすくすることが必要

取組

- もの忘れ検診の充実
- ★ 介護事業者と連携した相談支援体制の充実
- ★ 三療師会と連携した家族介護者支援の拡充
- 権利擁護事業の充実

施策4 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備（80～82ページ）

課題

- ・住み慣れた地域での在宅生活の継続を希望する方を支えるため、医療と介護の基盤整備に引き続き取り組んでいくことが必要
- ・住み慣れた自宅で安心して医療を受けられるよう、在宅医療の提供体制を充実していくことが必要

取組

- 地域密着型サービスの整備
- 地域密着型サービスの更なる普及啓発
- 病院を含む医療・介護の複合施設の開設
- 在宅医療提供体制の充実
- ★ ACPの普及啓発

施策5 介護保険施設等の整備と住まいの確保（83～85ページ）

課題

- ・開設から20年以上経過した特養が増加し、老朽化への対応が新たな課題となっている
- ・高齢者が安心して暮らせる住まいを確保する必要がある

取組

- ★ 特養の老朽化に伴う大規模修繕等に対する支援策の検討
- ★ 医療ニーズが高く特養での受入れが困難な方が介護医療院へ入所できる仕組みづくり
- 住まい確保支援事業の実施

施策6 介護の現場を支える総合的な人材対策の推進（86～88ページ）

課題

- ・慢性的に不足している介護人材の確保・育成・定着支援が必要
- ・介護職員が専門性を十分に発揮し、直接的な介護業務に専念できる環境を整える必要がある

取組

- ★ 練馬光が丘病院跡施設を活用し整備する、介護福祉士養成施設の卒業生が区内介護事業所に就職し、定着することを誘導する仕組みの検討
- ★ 介護支援専門員資格取得費用助成の実施
- ★ 元気高齢者介護施設業務補助事業の充実

第5章 介護保険事業

- 介護保険制度の適切な運営
- 介護給付適正化の推進
- 第8期計画の実績
- 第9期計画期間の被保険者数、認定者数、利用量、給付費等の見込み
- 第9期計画期間の介護保険料
- 2040年の介護保険の状況の見込み

4 今後の予定

- 令和5年12月11日～令和6年1月15日 区民意見反映制度に基づく意見の募集
- 令和6年3月 医療・高齢者等特別委員会に計画（案）を報告
- 令和6年3月末 計画策定